

「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示案」への意見

- ・ 一般社団法人日本私立大学連盟
- ・ 東京都千代田区九段北4-2-25
- ・ 電話番号 03-3262-2420

今般の改正案をはじめとする東京23区内の大学の定員抑制等について、私立大学の自主性及び日本社会の発展性の観点から、以下の通り意見を提示する。

<改正の告示案に関する意見>

- 私立大学の学部等の設置廃止や収容定員については、昭和50年に私立学校振興助成法が制定され、国が私立大学に対し経常的経費を補助できるようになったことを機に、当該事項に関する学則の変更が認可事項となった。しかし、現実には、本助成法の制定時の附帯決議において、速やかに2分の1とするよう示された補助割合は、現在9.8%にまで落ち込んでいる。一方、学部等の設置や収容定員を始め大学の教育研究に対する国の規制は年々厳しくなっている。このことは、わが国の発展と多様な人材育成に貢献する私立大学の自主性を失わせかねないと強い危機感を抱くものである。
- 急速に変化する現代社会の中で、状況変化に対応する人材を生み出すためには、新しい高等教育機関、学部、学科等の新設は不可欠である。私立大学が新規分野の教育に乗り出そうとする場合には、学生納付金収入以外に確実な原資を見出すことが困難であり、かつ、既存学部・学科のスクラップには相当の長期間を要する。したがって、学生定員増を規制することは、事実上、私立大学が新規分野の教育によって新たな人材を育成することを禁止するに等しい影響をもたらし、わが国の教育研究さらには産業の発展やイノベーションの創出を阻害することになりかねない。
- 私立大学において、新たな学部・学科を新設する場合、そのための学内プロセスには相当長期間の準備・検討が必要であり、機関決定以前に経済的負担をしている場合も少なくないことから、既に具体的な計画がある場合の例外的適用除外措置が「機関決定」と「対外的公表」を条件にしていることは厳しすぎる。

<平成32年度以降の対応について>

- 私立大学の定員や学部・学科の新設等を規制する立法等による措置を講ずることは、学問の自由や教育を受ける権利に対する重大な制約となり得ることから、謙抑的な内容であり、かつ、短期間の一時的な措置とすべきである。
- 学生の成長には、多様性に満ちた環境での経験が不可欠である。地方の学生が東京で学ぶこと、東京の学生が地方で学ぶこと、日本の学生が海外で学ぶことの意義はそこにある。地方の若者の東京23区内の大学への流入を阻止し兼ねない方策は、結果的に、地方

の若者の成長の機会を奪うこととなる。

- 東京一極集中是正策として、東京23区内の大学の総定員規制を行ったとしても、地方の若者の東京志向が収まる訳ではない。むしろ、地方において、「東京に行く（行ける）若者」と「行かない（行けない）若者」との間の格差が拡大する可能性が生じることを懸念する。
- 私立大学が新たな分野の教育研究を発展させ、わが国の国際競争力の強化に貢献するためには、その財源を学生納付金に頼らざるを得ないという私立大学財政の現状を考慮して、定員管理につき柔軟な対応をすることが必要であり、仮に東京一極集中是正策を行う場合であっても、第三者機関等により学部・学科の新增設等の必要性・合理性を判断した上で、これを認める例外措置を講ずるべきである。また、上記「改正の告示案に関する意見」と同様に、私立大学において、新たな学部・学科を新設する場合、そのための学内プロセスには相当長期間の準備・検討が必要であり、機関決定以前に経済的負担をしている場合も少なくないことから、既に具体的な計画がある場合には、「機関決定」と「対外的公表」に関わらず、例外措置とすべきである。
- 地方大学の振興については、地方大学への積極的な財政支援、地方大学に進学する学生への援助の拡充を図るべきであり、地方と東京との積極的な大学間交流（国内留学や単位互換制度の充実）を図ることなど、人的好循環を生む制度的な基盤作りへの支援を進めるべきである。

以 上